

東京都シルバーパス  
更新手続きのお知らせ

満70歳以上の都民の方で、有効期間が平成22年9月30日までの「東京都シルバーパス」をお持ちの方は、次のとおり更新手続きをしてください。

場所・日時

【市役所第二棟1階】9月1日(水)・2日(木)・3日(金)・6日(月)・7日(火)・29日(水)・30日(木)  
午前10時～午後4時

【シルバー人材センター(さくら会館内)】9月13日(月)・14日(火)午前10時～午後4時

持ち物 シルバーパス更新申込書(東京バス協会から自宅に郵送されます)、本人確認書類(保険証または運転免許証)、現在使っているシルバーパス、更新に必要な費用(費用区分は左表のとおり)

対象者	費用
平成22年度市民税が「非課税」の方	1,000円
平成22年度経過措置の対象の方	20,510円
平成22年度市民税が「課税」で、平成22年の合計所得金額が125万円を超えている方	20,510円

平成22年度経過措置として、平成21年度経過措置により1,000円でパスの発行を受けた方、または平成22年度市民税が課税であったも平成21年の合計所得金額が125万円以下であれば、1,000円でパス

の発行が受けられます。1,000円でパスの発行を受ける方は、非課税であることを確認できる書類(確認書類は東京バス協会から郵送される更新申込書と同封の案内に記載されています。)の提示が必要で

す。なお、昨年の一斉更新時に、平成21年度経過措置として1,000円でパスの発行を受けた方は、東京バス協会が対象者であること

を確認し、更新申込書を郵送するため、更新申込書があれば所得確認書類は必要ありません。

※新しいパスの有効期間は、発効日～平成23年9月30日です。

問合せ 東京バス協会 シルバーパス専用電話 ☎03・5308・6950 (受付は祝日を除く月～金曜日の午前9時～午後5時)

心身障害者医療受給者証が切り替わります

今回対象となる方には、9月1日(水)までに新しい受給者証を送付します。

平成22年8月31日(火)まで有効の古い受給者証は、9月1日(水)以降に市役所1階障害福祉課の窓口へ直接または郵送でご返送いただくか、ご自身の責任で破棄してください。

対象者 身体障害者手帳1・2級(内部障害者は3級)及び愛の手帳1・2度の方で、所得制限限度額(下表)以内の方。ただし、65歳以上

の新規申請者は対象になりません。

扶養親族等の数	所得限度額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
4人	5,124,000円

※対象者が20歳未満の場合は扶養義務者等の所得、20歳以上の場合は本人所得

問合せ 障害福祉課 ☎551・1742

後発医薬品(ジェネリック医薬品)をご存知ですか?

後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは、先発医薬品(新薬の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。



安全性 効き目や安全性は、先発医薬品と同等です。経済性 先発医薬品より安価で、経済的です。患者さんの自己負担の軽減、医療保険財政の改善につながります。価格は品目ごとにさまざまですが、先発医薬品の半額以下の薬もあります。

外国では欧米では、幅広く使用されています。アメリカ、イギリス、ドイツなどでは、使用されている医療用医薬品の約半分が後発医薬品です。日本の後発医薬品のシェアは、2割に満たないのが現状です。

年金だより

●離婚時の厚生年金の分割について

離婚等をしたときに、厚生年金の標準報酬を当事者間で分割できる制度があります。標準報酬とは、年金額を計算する際の基準となる額で、退職時の月額給料等により決められる額です。この年金分割制度には、「離婚時の厚生年金分割制度(合意分割)」と、「離婚時の第3号被保険者期間についての厚生年金分割制度(3号分割)」があります。

※分割を受けた場合、ご自身の標準報酬に相手方から分割された標準報酬が加わり、この合算額により年金額が計算されます。

【合意分割制度】

次の条件に該当した場合に、当事者からの請求により厚生年金の標準報酬を当事者間で分割することができます。この制度により分割される標準報酬は、離婚等をしたときはその「婚姻期間中の当事者の厚生年金の標準報酬」に限られます。

▶平成19年4月1日以後に、離婚した場合や事実婚関係を解消した場合等

▶当事者間の合意や裁判手続きにより年金分割の割合を定めたこと

▶請求期限(原則として離婚から2年以内)を経過していないこと

【3号分割制度】

次の条件に該当した場合に、国民年金第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の相手方の厚生年金の標準報酬を2分の1ずつ、当事者間で分割することができます。この制度で分割される標準報酬は「平成20年4月1日以後の国民年金の第3号被保険者期間中の相手方の厚生年金の標準報酬」に限られます。

▶平成20年4月1日以後に離婚した場合等

▶平成20年4月1日以後に国民年金の第3号被保険者期間があること

▶請求期限(原則として離婚から2年以内)を経過していないこと

なお、3号分割制度の対象とならない婚姻期間中の厚生年金の標準報酬については、合意分割制度の条件に該当する場合、合意分割制度に基づき分割することができます。

問合せ 青梅年金事務所 ☎0428・30・3410

●年金相談窓口の混雑状況をご確認いただけます

日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/office/index.html>)では、年金事務所及び年金相談センターの年金相談窓口の混雑状況や休日相談・夜間延長による年金相談の実施日、予約相談等のお知らせについて案内しています。

年金相談は、全国いずれの年金事務所・年金相談センターでも受けることができますので、あらかじめ混雑状況等をご確認いただき、比較的混雑していない時間帯にお越しください。また、休日相談・夜間延長による年金相談、予約による年金相談についても併せてご利用ください。

●国民年金保険料の追納制度について

国民年金保険料の全額免除、一部免除の承認を受けた期間や若年者納付猶予、学生納付特例制度の承認を受けた期間は、保険料の全額を納めた時と比べて、将来、受け取る年金額が少なくなります。そこで、年金額を増額するために、さかのぼって保険料を納めることができる「追納制度」をおすすめします。免除等の承認を受けた期間のうち、過去10年以内までの期間の保険料は追納することができます。

保険料の追納をする場合には、納付書が必要となりますのでお申し出ください。ただし、保険料の免除や納付猶予、納付特例制度の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。(下表参照)

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1670

免除の承認を受けた年度の保険料を平成22年度に追納する場合の額

年度	種別	追納する場合の額			
		全額免除 若年者納付猶予 学生納付特例	4分の3 免除	半額 免除	4分の1 免除
平成12年度の月分		15,770円	—	—	—
平成13年度の月分		15,180円	—	—	—
平成14年度の月分		14,590円	—	7,300円	—
平成15年度の月分		14,360円	—	7,180円	—
平成16年度の月分		14,180円	—	7,090円	—
平成17年度の月分		14,220円	—	7,110円	—
平成18年度の月分		14,260円	10,690円	7,130円	3,560円
平成19年度の月分		14,300円	10,720円	7,150円	3,570円
平成20年度の月分		14,410円	10,810円	7,200円	3,600円
平成21年度の月分		14,660円	10,990円	7,330円	3,660円

※平成20・21年度の月分の保険料は加算額がありません。

敬老大会を開催します

長く社会貢献されている高齢者を敬い、長寿を祝う敬老大会を開催します。



日時 9月12日(日)午後1時～(午後0時30分開場)

場所 市民会館大ホール(もくせいホール)

対象者 市内在住の65歳以上の方

内容

【一部】式典

【二部】演芸アトラクション

- ①童謡・唱歌・日本の歌(坂入姉妹)
- ②民謡ショー(大塚文雄)
- ③司会・漫談(仁和そう児)

問合せ 介護福祉課 高齢福祉係 ☎551・1751